

ひとり親家庭等 ホームヘルプサービスのご案内

就労等の理由により家事・育児にお困りの
ひとり親家庭等に、ホームヘルパーを派遣します。

利用できる方

- ・ひとり親家庭等※となってから2年以内で、中学3年生以下のお子さんがいる家庭
- ・ひとり親家庭等※となってから2年超で、小学6年生以下のお子さんがいる家庭

※離婚前で、配偶者と3か月以上別居し、離婚調停または離婚裁判中で、婚姻費用を受け取っていない家庭を含みます。

次のような場合に利用できます

- ・就労
仕事の都合により帰宅時間が遅くなるなど、家事や育児が困難な場合
※保育園や学童保育所等を利用できる時間帯は、そちらを優先的に利用していただきます。
- ・就職活動
就職活動のため、ハローワークや面接などに行く場合
- ・技能習得
資格取得や職業訓練のため、職業訓練校等に通学する場合
- ・一時的な疾病・出産・看護等
病気やけが、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の行事への参加などにより、一時的に家事や育児が困難な場合

派遣回数と派遣時間

派遣回数… 1日1回、月12回まで

※技能習得のための通学の場合は、月24回まで認められる場合があります。

派遣時間… 午前7時～午後10時の間で、1回につき2時間以上8時間まで

ホームヘルプサービスの内容

- ・お子さんの見守り
- ・食事の世話、後片付け
- ・調理
- ・室内の掃除
- ・洗濯

☆次のような場合には、サービスをご利用いただけません。

- ・祖父母に預けるなど、お子さんを見られる方がいる場合
- ・お子さんが不在となる時間帯
- ・保育園や学童保育所等への送迎、買い物、公園で遊ばせる等、外出を伴う場合
- ・専門的知識や技術が必要な看護を伴う場合
- ・インフルエンザ等の伝染性の疾患にかかっている場合

利用料金

一定額以上の所得がある方には、利用料金の負担があります。
《1時間あたり》250円～300円

申請方法

利用には事前の登録（申請）が必要です。
申請は、八王子市役所本庁舎4階 子育て支援課窓口で受け付けます。

※八王子駅南口総合事務所・市民部各事務所では受け付けることができません。

【必要書類】

- ・派遣申請書 ・就労証明書 ・誓約書
- ・離婚前の方は、裁判所発行の離婚に関する事件係属証明書

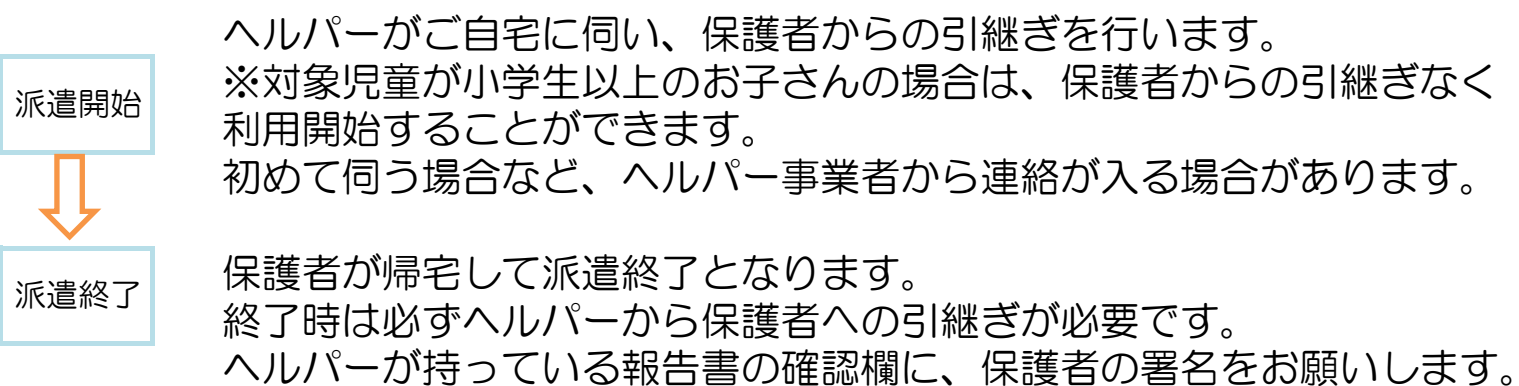
利用方法



- ①利用者から子育て支援課に、希望日時・依頼内容をお伝えください。
（申込みは、利用月の前月20日から、利用日前日の午前11：00まで受け付けます。）
- ②子育て支援課からヘルパー事業者に、派遣を依頼します。
- ③ヘルパー事業者から子育て支援課に、派遣できるヘルパー名を伝えます。
- ④子育て支援課から利用者に、決定したヘルパー名を伝えます。

☆日程や条件などにより、ヘルパー事業者に依頼してもヘルパーが見つからない場合がありますのでご了承ください。

利用日当日



注意事項

- ・利用日時の変更・キャンセルは、速やかに子育て支援課へご連絡ください。
- ・やむを得ない理由を除き、当日キャンセルの場合はキャンセル料をご負担いただく場合があります。

お申込み・お問い合わせ

〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市子ども家庭部子育て支援課
電話 042-620-7300